

事業者 殿

高知労働局長登録第 106 号
(登録有効期限:平成 36 年(2024 年)3 月 31 日)
一般社団法人 高知県労働基準協会連合会

ボイラー取扱技能講習会のご案内

ボイラーの取扱の作業を行うためには、労働安全衛生法令の定めによりボイラー技士免許を有する者でなければ当該業務に就かせてはならないこととされています。但し、次の小規模(通称)ボイラーの取扱いについては、「ボイラー取扱技能講習」を修了した者を就かせることができます。

当連合会では、下記の日程により標記の講習会を開催いたしますので、この機会にぜひ受講されますようご案内申し上げます。なお、この講習を修了し、「小規模ボイラー」を4ヶ月以上取り扱った経験を有する者は、二級ボイラー技士免許試験に合格されますと、申請のみで免許証の交付を受けることができます。

＜ボイラー取扱技能講習修了者が取扱うことのできるボイラーの範囲＞

- (1) 胴の内径が 750 ミリメートル以下で、かつ、その長さが 1300 ミリメートル以下の蒸気ボイラー
- (2) 伝熱面積が 3 平方メートル以下の蒸気ボイラー
- (3) 伝熱面積が 14 平方メートル以下の温水ボイラー
- (4) 伝熱面積が 30 平方メートル以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 400 ミリメートル以下で、かつ、その内容積が 0.4 立方メートル以下のものに限る。)

記

1. 日 時 2019年7月1日(月)～2日(火)
(1日目) 8:30～17:00
(2日目) 8:30～18:00
2. 場 所 高知県立地域職業訓練センター(高知市布師田 3992-4)
3. 受講料 受講料 12,960 円(本体 12,000 円+税) テキスト代 2,890 円(本体 2,676 円+税) 合計 15,850 円
(※テキスト代につきましては、テキストの改訂に伴い変更となる場合があります。)
4. 定 員 24 名(定員に達し次第締切ります)
5. 申込方法
受講申込書に必要事項を記入し、当連合会窓口へ持参か郵送または FAX でお申込み下さい。講習会開催日約 2 週間前までに受講票と振込用紙(高知銀行でご利用の場合のみ振込手数料がかかりません)を送付いたします。
受講料等は講習会開催日の 1 週間前までにお振込下さいませようお願いします。なお、当連合会所定の振込用紙をご使用にならない場合は、下記振込先へお振込して下さい。
<振込先>高知銀行東支店 普通預金 No.0503221 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会
6. 受講取消・変更
2019年6月27日(木)午後4時までに当連合会へご連絡下さい。ご連絡があつた場合に限り、キャンセルをいたします。
キャンセル……受講料等を現金または銀行振込にて返金(振込の場合は振込手数料を差し引いて返金)します。
テキストをお渡ししている場合は返品できませんのでご了承下さい。
指定日時以降の取消、講習会当日欠席の場合は、理由の如何にかかわらず受講料等の返金はできません。
受講者変更の場合には、2019年6月28日(金)午後4時までにご連絡下さい。以後の変更はできません。

◆申込・問い合わせ先◆ 一般社団法人 高知県労働基準協会連合会
〒780-0821 高知市桜井町 2-6-31 コボ NOR 1 階 TEL 088-861-5566 FAX 088-861-5567